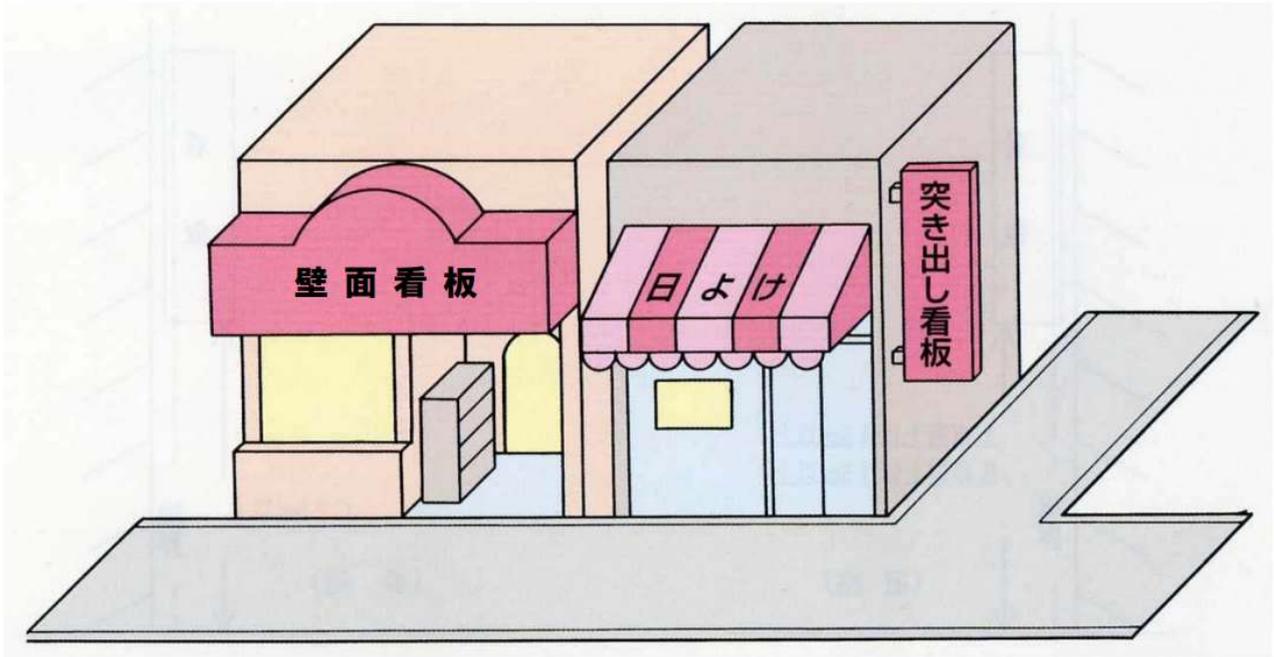


突き出し看板、日よけ等の設置には 「道路占用許可」が必要です。



◆◆道路占用の占用許可を受けていますか？◆◆

道路（公道）は災害時には避難経路となることなどの理由から、「道路法第32条」の規定に基づき、公道部分にはみ出して設置をする場合は、道路管理者（区道の場合は区）の許可を受けていただく必要があります。許可なく無断で設置することはできません。（直接、路面上に接していなくても対象となります。）

許可を受けずに看板や日よけなどを設置している場合には、道路法違反として処罰されることがありますので、必ず「道路占用許可」の申請手続きを行ってください。

【墨田区の道路占用許可についての問い合わせ先・申請先】

墨田区都市整備部土木管理課占用・監察担当（区庁舎10階）

所在地：〒130-8640 墨田区吾妻橋1-23-20 電話：03-5608-6283

◆同時に行っていただく手続きがあります◆

看板や日よけを設置するには、このほかに警察へ「道路使用許可」の申請手続きも必要です。詳しくは、所管（看板が設置されている地区）の警察署へお問い合わせください。

【本所警察署】 電話：03-5637-0110

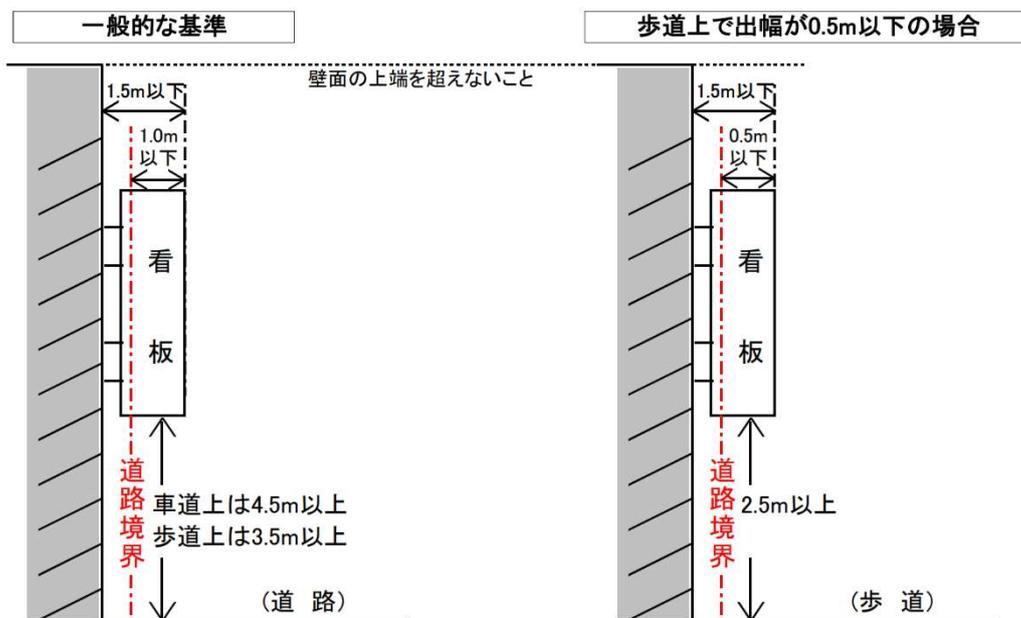
【向島警察署】 電話：03-3616-0110

道路占用する物件の「許可基準」

★基準に該当しないと許可はできません。

【突き出し看板の設置基準】 ※ 申請できる看板は、同じ場所に2基までです。

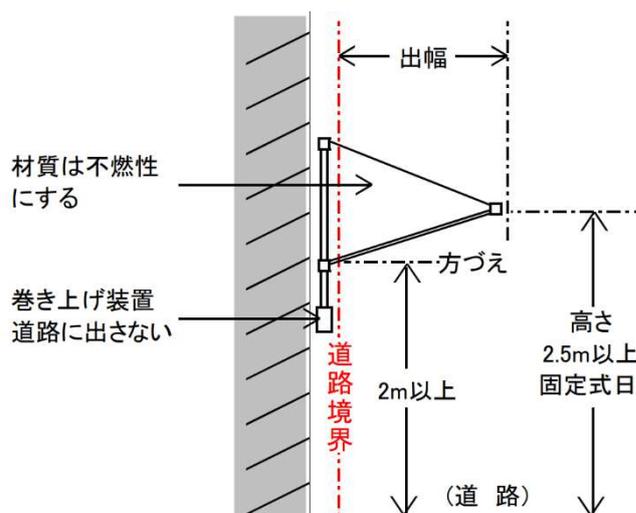
《そで看板の設置基準》



《壁面看板の設置基準》

- ・出幅は 0.3m以下
- ・高さは「車道上は 4.5m以上、歩道上は 2.5m以上」

【日よけ雨よけの設置基準】



《出幅の基準》

- 1.歩道上又は幅員 8 m以上の道路=0.8m以下
- 2.歩道の無い幅員 8m未満の道路=0.5m以下

《その他の基準》

- 1.材質は難燃性の素材を使用すること
- 2.梁より下には布等を吊り下げないこと

《ご注意ください》

- ここでいう「歩道」とは、歩行者用道路と車道が、ガードレールや縁石等の工作物によって、物理的に分離されている部分を指します。白線が引かれているだけの場合は、「車道」として扱います。

道路占用料等について

- 区の道路占用許可にあたっては、道路占用料を納めていただく必要があります。
- 「突き出し看板」及び「日よけ・雨よけ」については、ともに減免の対象となりますので、減免申請をしていただくことにより、正規の占用料から5割が減額になります。
- 「突き出し看板」については、表示面積が「2㎡以下」になる場合は、占用料がかかりません。
(※全額が免除となります。)

《 占用料額 (1㎡あたりの単価) 》

占用物件の種別	正規の占用料	※減免後の占用料
突き出し看板(そで看板、壁面看板など)	24,600円	※減免申請していただくことで、左記の占用料額から5割が減額になります。
日よけ・雨よけ	17,300円	

《 占用料の算出方法(1年分の占用料)は「単価×表示面積」になります 》

◆「そで看板・両面看板」(突き出し看板) の表示面積の計算式 = 出幅×表示面のたて×1.5面(片面の半分は免除)
◆「三面看板」(突き出し看板) の表示面積の計算式 = 出幅×(表示面のたて×2面)+(正面幅×表示面のたて)
◆「壁面看板」(突き出し看板) の表示面積の計算式 = 表示面のたて×よこ
◆「日よけ・雨よけ」 の表示面積の計算式 = 出幅×正面(表示面)の幅

※ 表示面積については、小数点以下を切り上げとします。

※ 占用料は「年度」単位で計算します。年度の途中から占用を開始する場合は、当該年度の占用料は、3月末までの期間の月数分の金額となります。

(例:10月10日から3月31日までは6カ月分(減免申請あり)の場合は、

24,600円×3㎡×6/12月×5割減額=18,450円)

※ 許可を受けたあとに同物件の撤去等をした場合、当該年度分の占用料は返還できません。

《 占用期間について 》

◆1年単位で、最長5年間までの申請が可能です。

※ 占用期間が終了する前に、区から「更新申請手続き」のお知らせをお送りします。

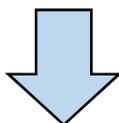
※ 占用料は、年度ごとにお支払いをしていただきます。(年度ごとに納付書をお送りします。)

道路占用許可(突き出し看板等)申請手続きの流れ

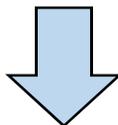
1. 申請書類に必要事項をご記入いただき、必要書類を添付のうえ、区役所(土木管理課占用・監察担当)の窓口で申請をしてください。(※郵送による申請も可能です。)

《必要書類》

- ・「道路占用許可申請書」 **4部** (区役所用2部、警察提出用2部)
- ・「案内図」、「平面図」、「立面図」、「意匠図(構造図)」 **各4部** (区役所用2部、警察提出用2部)
- ・「道路使用許可申請書」 **2部**(警察提出用)
- ・「占用料減免申請書」 **1部**
- ・「委任状」(※申請手続きを他者に委任する場合のみ必要) **1部**



2. 区の窓口で書類を受領したら、「発行券(警察への連絡票)」をお渡しますので、それを管轄の警察署にご持参のうえ、「道路使用許可申請」の手続きをして許可を受けてください。
※ 区(土木管理課)で許可書の受け取りの際には、この「道路使用許可書」をお持ちください。



3. 区(土木管理課)で書類の内容を確認し、許可が決定しましたら、その旨を土木管理課から連絡しますので、許可書を受け取りに来てください。
土木管理課の窓口で許可書を受け取りに来てください。2. の警察の「道路使用許可書」をお持ちください。
窓口で占用料の「納付書」をお渡しますので、区庁舎の1階にある銀行窓口で納付していただき、再度、領収書をあらためて窓口にお持ちいただくことで、許可書をお渡します。
※ 銀行の受付時間は9時から15時までです。占用料を当日お支払いいただける場合は、必ずこの時間内に来所してください。
※ 別の日(後日)に金融機関でお支払いをしていただく場合は、許可書のお受け取りまでには、相当のお時間を要します。
※ 占用料がかからない場合は、納付(お支払い)をしていただく必要はありません。

★郵送をご希望される場合などについては、担当までご相談ください。